

# 議会活性化特別委員会最終報告

委員長 谷崎利浩

議会活性化特別委員会において調査しました3つの課題について、その結果を報告します。

## 1 「議会基本条例」の議案を提出しました

議会の基本指針として「議会基本条例」を定め、市民の皆さんに公表し、議会活性化の土台とすべきとしました。(条例全文は、次ページ以降をご参照ください。)

条文の作成にあたっては、なぜ今「議会基本条例」が必要なのかを前文に記し、条文については基本的なことを規定しています。

特に「3章 市民と議会の関係」は、市民の皆さんの参加を促す内容となっています。議会は、市民参加を基礎とする市民の代表機関であること。また、市民の意見、意向、要望等の把握に積極的かつ能動的に努めることなどを定めています。

## 2 議会定数を削減する方向性を示しました

議論は、民主主義の体制としての二代表制の尊重、すなわち、市長の独任制に対し、議会は多様性・合議制の立場から減らすことに慎重な意見と、人口減少と行政改革を根拠とし、大幅削減を主張する意見に分かれました。

民主主義の土台となる議会における議員定数の変更については、多数決で決めることは好ましくないとの思いで意見の集約を図ってきましたが、議員全体へのアンケート調査では18人を妥当とする意見が多く、委員会では16人を妥当とする意見が多かったことなどから、意見の一致には至りませんでした。

このため、委員会としては定数を削減する方針のみを示すこととなりました。

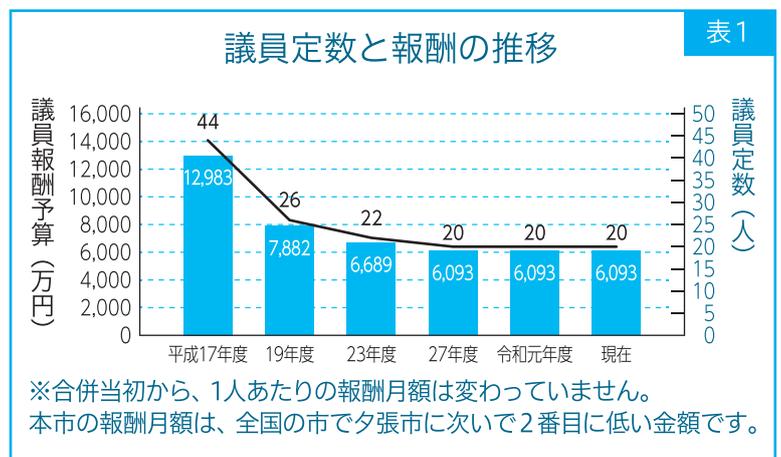


表2 議員定数 人口比 (5万人以下の市と比較)

市名	定数	人口	人口増減率	面積 (km <sup>2</sup> )	報酬月額 (円)	報酬予算額 (千円)
菊池市	20	48,274	-4.04%	276.85	339,000	82,728
宇土市	18	36,917	-1.86%	74.30	346,900	75,842
人吉市	18	31,867	-4.86%	210.55	347,000	75,924
阿蘇市	18	25,766	-5.01%	376.25	248,500	54,966
上天草市	16	26,432	-9.68%	126.94	314,000	61,584
水俣市	16	24,033	-5.81%	163.29	306,900	59,789

表2のデータによる県内他市との比較では、人口は水俣市・上天草市とほぼ同じですが、減少率から、両市は阿蘇市より減少することが見込まれ、面積においては、阿蘇市が一番広く上天草市の約3倍となります。また、報酬月額では、阿蘇市は5万円以上低いので、18人でも報酬総額は最低額となります。

## 3 広報特別委員会へ提言書を出しました

広報委員会の根拠となる条文を「基本条例」に書き込み、これまで、議会申合せ事項により議会広報カレンダーを発行するだけの広報特別委員会を、広報公聴を担当できる委員会とするため、以下内容を提言しました。

### (1) 議会中継システムの導入推進

- ・インターネットを活用したライブ映像や録画映像の配信。

### (2) 議会広報の充実

- ・読みやすく、分かりやすい広報づくり。
- ・市民の意見や感想が反映できる紙面づくりへの工夫。

### (3) ホームページの充実 (インターネットの活用)

- ・市民から見て分かりやすいホームページの作成。
- ・議会情報のデジタル化によりSNS等を活用して市民と議会の情報を共有する。

### (お詫びと訂正)

議会広報「かるでら」第62号の議会活性化特別委員会中間報告(19ページ)の表「議員定数」の中で、水俣市の議員報酬予算76,729千円が59,789千円の誤り、市民一人あたりの負担額3,192円が2,488円の誤りでした。

お詫びし訂正いたします。

議会広報特別委員会

# 以下、制定した阿蘇市議会基本条例の条文です

## 前文

市民の代表として選ばれた議会と首長は、市民がそれぞれを直接選挙するという二元代表制の下、互いに対等な立場で、それぞれ自治体の代表機関を構成している。

この2つの代表機関は、ともに市民の負託に応える責任を負い、議会は多数による合議制の議決機関として、首長は独任制の執行機関として、それぞれ異なる特性を生かしながら、民意を市政に的確に反映させるため、最良の意思決定を導くという共通の使命を担っている。

また、平成12年の地方分権一括法の施行以来、地方分権及び地域主権改革の推進に伴い、負担及び自己決定責任の範囲拡大、自主自立のまちづくりが必要不可欠となり、地方自治はなお一層の自主性及び自立性を持った対応に加えて、存続及び持続性の確保が強く求められている。

このような中、議会と首長がその使命を全うするには、二元代表制の趣旨を踏まえ、互いが市民を代表した政策者として常に向き合い、その緊張関係の中で政策を磨き上げながら、自主自立かつ存続できる市政の実現を目指さなければならない。

ついては、阿蘇市議会は、議決機関であるとともに政策提言の場としての大きな役割を担い、より良い地方政治の在り方を追い求め、活発な議論を行い、更に、議会が目指す自治体の将来への展望を具現化するために、議会の役割と活動の指針を市民に対し明確にする「阿蘇市議会基本条例」をここに制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治における二元代表制の一翼を担う議会がその責任を果たすための基本的事項を定めることで、市民の負託に応え、市政の発展、市民福祉の向上及び地方分権の進展に的確に対応することを目的とする。

(議会)

第2条 議会は、市民を代表する公選の議員をもって構成される。

(最高規範性)

第3条 この条例は、議会の運営における最高規範であって、議会に関する他の条例、規則等は、この条例と整合を図るものとする。

## 第2章 議会、議員の活動原則

(議会の活動原則)

第4条 議会は、市政の公正性及び透明性を確保するため、市長その他執行機関（以下「市長等」という。）の事務事業を監視し、評価するものとする。

2 議会は、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれ、市民から信頼されるよう努めなければならない。

3 議会の申合せ事項については、現状と比較して適切か検証し、常に改善を行うよう努めなければならない。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を尊重し、かつ、保障しなければならない。

2 議員は、市政全般についての課題、市民の多様な意見等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、議案の審議又は審査を行うほか、政策立案及び提言を行うよう努めなければならない。

3 議員は、市民福祉の向上を目指し活動しなければならない。

4 議員は、別に定める議会の申合せ事項を守らなければならない。

(議決の責任)

第6条 議会は、市の意思決定機関として議決責任を深く認識するとともに、その結果について市民に説明する責任を有する。

## 第3章 市民と議会の関係

(市民参加の促進)

第7条 議会は、市民参加を基礎とする市民の代表機関であることを強く自覚し、市民全体の福祉向上及び地域社会の活力ある発展を目指し、必要に応じて市民に訴え、市民の意見、意向、要望等の把握に積極的かつ能動的に努めるものとする。

2 議会は、議会が行う活動に市民が参加できる機会を確保するよう努めるものとする。

(議会広報の充実)

第8条 議会は、市政に係る様々な情報を、議会独自の視点から、常に市民に対して分かりやすく周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発展を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう議会広報活動に努めるものとする。

(情報公開の推進)

第9条 議会は、議会に関する情報の公開を推進しなければならない。

(請願者及び陳情者の意見の聴取)

第10条 議会は、市民から出された請願及び陳情を市民による政策の提案と位置付け、必要に応じて、請願者及び陳情者の意見を聴取する機会を設ける。

## 第4章 議会と市長等の関係

(議会と市長等の関係の基本原則)

第11条 議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに

に、政策立案、政策提言を通じて市政の発展に取り組まなければならない。

(議会への説明)

第12条 議会は、市長等が提案する基本計画その他重要な施策について、十分論議するため、市長等に対して提案に至るまでの経緯、目的、総合計画との整合性、財源、費用対効果等について説明を求め、資料を請求するものとする。

2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、重点的な施策、事務事業等について、必要に応じて資料を請求するものとする。

(議決事件の追加)

第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項に規定する議決事件の追加については、別に条例で定める。

(一問一答による質疑応答及び反問権)

第14条 議会の会議における質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、原則として一問一答の方式で行うものとする。また、詳細な議事進行においては、申合せ事項として別に定める。

2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議会の会議及び委員会において、議員の質疑等に対し論点の整理と確認のため反問することができる。

## 第5章 議会機能の強化

(委員会の適切な運営)

第15条 委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性及び特性を活かし、市民に分かりやすい運営に努めるものとする。

(自由討議)

第16条 議員は、議会が議員による討論の場であることを踏まえ、議員相互の討議を積極的に行い、議論を尽くさなければならない。

(議案提出)

第17条 議員は、市民の代表であり、活発な議員活動を通し、議案の提出を積極的に行うものとする。

## 第6章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第18条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状、課題、将来の予測などを十分勘案するとともに、市民の多種多様な意見を市政に反映できるものでなければならない。

2 議員定数については、別に条例で定める。

(議員報酬)

第19条 議員報酬は、議会制民主主義の安定と市民の負託に応える議員活動確保の正当な対価として定めなければならない。

2 議員報酬の改定については、阿蘇市特別職報酬等審議会条例(平成17年阿蘇市条例第43号)第1条に規定する阿蘇市特別職報酬等審議会の答申を尊重するが、議員の職務及び職責にふさわしい報酬となるよう、議会としての意見の反映に努めるものとする。

3 議長は、市長等に阿蘇市特別職報酬等審議会の開催について期限を定めて要求することができる。

4 議員報酬に関し必要な事項は、別に条例で定める。

## 第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実)

第20条 議会は、議員の政策形成能力を高めるため、議員の研修及び調査研究活動の充実を図るものとする。

(議会事務局の体制整備)

第21条 議会は、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

2 議会事務局の職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心掛け行動するものとする。

(議会図書室の充実)

第22条 議会は、議員の調査研究活動を支援するために設置する議会図書室を適正に管理し、及び運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

(予算の確保)

第23条 議会は、議会の機能を保持し、円滑な議会運営を行うため、予算の確保に努めるものとする。

## 第8章 議員の責務及び見直し手続

(議員の責務)

第24条 議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して、市民の負託に応えなければならない。

2 議員は、その任期開始後速やかに前項に規定する条例、規則等について、研修を行うものとする。

(見直し手続)

第25条 議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、又は市民の意見や社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときには、この条例の内容について議会運営委員会において検討し、その結果に基づき見直すものとする。

2 この条例の検証及び見直しに当たっては、議会の同意を得て、特別委員会を別途、組織することができる。

## 第9章 補則

(具体化の推進)

第26条 議会は、この条例の目的及び理念を具体化するため、議会改革に取り組み、推進しなければならない。

2 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。